

# 公的資金補償金免除繰上償還制度による地方債の繰上償還を実施します。

氷川町下水道事業では、平成22年度から平成24年度にかけて国の公的資金補償金免除繰上償還制度を活用し、公債費負担の軽減に努めます。

## 1. 公的資金補償金免除繰上償還とは

地方公共団体の厳しい財政状況等を踏まえ、平成22年度から平成24年度までの国の特例措置として実施されるもので、過去の借入公的資金について、低利資金への借換え等を行うことにより将来負担の軽減（公債費の低減）を図る制度です。

通常、地方債を償還期限前に繰上償還する場合、補償金（※）を支払わなければなりません。この制度によると補償金の支払いが免除されます。制度の適用を受けるためには、行政改革等による取り組み等を盛り込んだ財政健全化計画（公営企業経営健全化計画）を策定し、国（総務省、財務省）の承認を受ける必要があります。※「補償金」とは…借入団体が繰上償還をする場合に、将来支払う予定の利子を基に運用益などを加味して貸出側が算出するもので、繰上げ償還時に元金と同時に支払わなければなりません。

## 2. 制度の対象となる起債

- (1)旧資金運用部資金・旧簡易生命保険資金  
平成4年5月31日までに貸し付けられた年利5%以上の普通会計債及び公営企業債
- (2)旧公営企業金融公庫資金  
平成5年8月31日までに貸し付けられた年利5%以上の普通会計債及び公営企業債

## 3. 制度の適用期間

平成22年度から平成24年度までの3年間で、対象となる地方債の資金および金利の区分に応じて実施されます。

【年度別繰上償還対象年利区分】

資金区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
旧資金運用部資金	年利6.3%以上	年利6.0%以上 6.3%未満	年利5.0%以上 6.0%未満
旧公営企業金融公庫資金	年利6.0%以上	年利5.5%以上 6.0%未満	年利5.0%以上 5.5%未満
旧簡易生命保険資金	年利6.5%以上	年利6.0%以上 6.5%未満	年利5.0%以上 6.0%未満

## 4. 氷川町下水道事業特別会計における対象起債

氷川町下水道事業特別会計で対象となる起債（繰上償還予定の未償還元金および繰上償還時の未償還利子）は、次のとおりです。

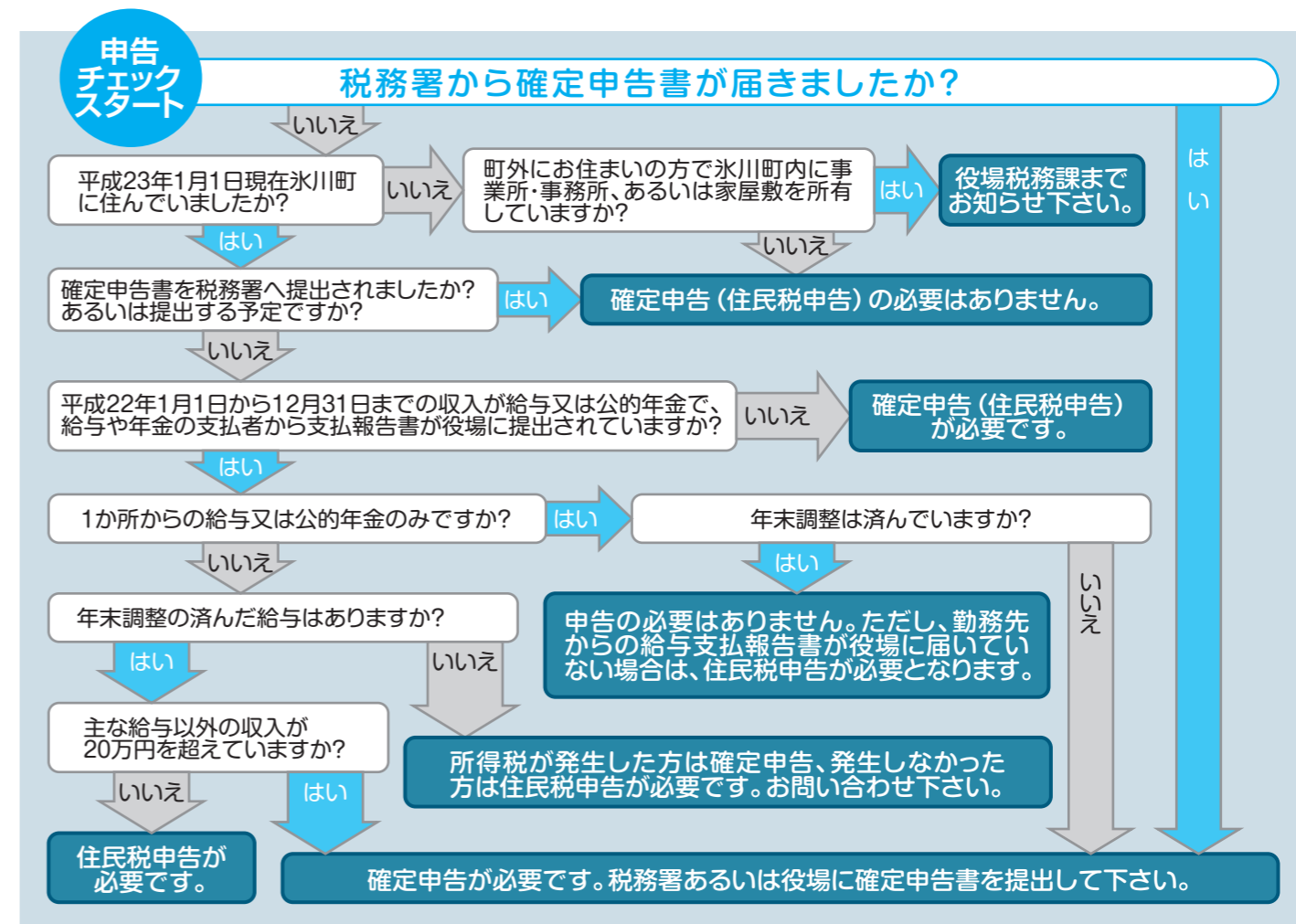
【年度別繰上償還対象額】※旧簡易生命保険資金の該当はありません。（単位：千円）

資金区分	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
旧資金運用部資金	元金	61,933.9	42,396.4	72,524.4
	利子	15,959.6	9,395.3	12,755.8
旧公営企業金融公庫資金	元金	42,061.4	15,369.6	8,373.9
	利子	8,053.1	3,798.8	677.4

## 5. 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

公的資金補償金免除繰上償還制度の適用条件となる公営企業経営健全化計画を策定し、平成22年12月に総務省と財務省から承認を受けました。承認された計画は、氷川町ホームページまたは役場建設下水道課でご覧になることができます。

お問い合わせ先 建設下水道課下水道係 ☎52-5862



# 税務署からのお知らせ

所得税消費税および地方消費税の確定申告書は自分で書くとお早急！  
平成22年度の所得税、消費税および地方消費税の確定申告は、平成23年2月16日（水）から始まります。申告と納税の期限は、所得税が3月15日（火）まで、消費税および地方消費税が3月31日（木）までです。期限間近になりますと申告書記載会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことにもなりかねませんので、お早めに申告を済ませてください。  
確定申告書は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成できますので、是非ご利用ください。  
なお、手書き等により作成される場合は「所得税の確定申告書の手引き」を参考に記載していただき、郵送等によりなるべくお早めに提出してください。また、事業所得、不動産所得または山林所得のある白色申告者の方は、確定申告書に「収支内訳書」を添付することが義務付けられていますのでご注意ください。

税務署の申告相談会場に出向かなくても作成した確定申告書等は印刷して税務署へ郵送等により提出することができます。  
なお、電子申告用データを作成すれば、電子申告（e-tax）により申告等を行うことができます（贈与税を除く）。  
また、e-taxを利用して所得税の確定申告をされる場合、  
①本人の電子署名および電子証明書を付けて申告期限までに申告された方は、所得税の額から5千円（その年の所得税を限度とします。）を控除することができます。この控除の適用は、平成19年分から平成22年分の間でいずれか1回です。  
②医療費の領収書や源泉徴収票等の提出または提示に代えて、その記載内容を入力して送信することができます。申告期限から3年間は、税務署長の要求に対し提出または提示義務があります。  
③電子申告を利用して申告された還付申告は早期処理となります。（おおむね3週間程度）  
④e-taxで納税証明書の交付請求を行うと手数料が安価です。証明書は電子ファイルの発行のほか、書面での発行も請求できます。  
詳細はe-taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。  
お問い合わせ先  
八代税務署 ☎32-3141（自動音声案内）